

第 7 1 回京丹後市上下水道事業審議会会議録

1. 開催日時：令和 8 年 7 月 8 日（水） 午後 2 時 0 0 分～午後 3 時 3 0 分

2. 開催場所：京丹後市役所 大宮庁舎 1 階 1 0 2 会議室

3. 出席者：今田弘一委員（会長）、蒲田幸造委員（副会長）、袖長恵子委員、
草本栄子委員、今井秀一委員、柿本寿々子委員、山下初乃委員、垣中米夫委員

欠席者：平野佳代子委員

事務局：橋本上下水道部長

経営総務課：吉野課長、永島課長補佐、田宮総務経理係長

施設課：岸本課長、川戸課長補佐

4. 議題

（1）議事等

水道料金の改定案等について

5. 公開又は非公開の別 公開

6. 傍聴人の数 0 人

7. 内容（要旨）

■開会

事務局から第 7 1 回京丹後市上下水道事業審議会の開会を告げる。

■会長挨拶

今田会長

■上下水道部長挨拶

橋本部長

■議事（会長が進行）

<会長>

最初に、委員の出欠状況について事務局より報告をお願いします。

<事務局>

条例では、委員定数の半数以上の出席で会議が成立することになっています。

本日の出席者については、審議会委員 9 人中 8 人の出席ですので、本日の会議が成立していることを報告します。

■会議著名人の指名

<会長>

続いて、本日の会議録の署名人を指名します。垣中委員にお願いします。

■事務局の説明・質問等

<会長>

それでは議題に入っていきたいと思います。水道料金の改定案等について、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

事務局説明【資料説明①、②、③】

<会長>

事務局から、前回の議論を踏まえて色々な資料を出していただき説明を受けました。では、どなたからでも結構ですのでご意見がある方はお願いしたいと思います。

先ほど、基本料金改定についての説明がありましたが、まずは、できるだけ早期に料金を改定し水道事業の安定化を図るということ、使用者の負担をどう配分するかという点から、段階的な改定案も提案していただいています。この辺りを踏まえてご意見ございませんか。

令和17年度末に資金残高3億円を確保したいという点について、金額の根拠などをもう一度説明してください。

<事務局>

資金残高3億円の根拠ですが、現在のひと月の水道料金収入が約1億円でありますので、3ヵ月分あれば突発的な施設の修繕等、短期の資金繰りに対応できると見込んで設定しています。

<会長>

資料①の6ページに、今回の料金改定のポイントが整理されていますので、この辺りについて、また基本料金の割合を変えた改定パターンについて、ご意見等がありませんか。

<委員>

委員それぞれの考え方が違う中で、どれがベストな改定案かを判断するのは難しいので、料金改定の重要なポイントをいくつか共有しながら詰めていくのが良いと思います。基本料金の割合を現行からどこまで基準に近づけるのか。1回で近づけるのか、それとも2回で近づけるのか、それぞれ改定率をどうするのが良いか。思い切った改定を行うと市民への負担が大きい一方で、早く改定しないと経営は苦しくなり、また改定率を抑え過ぎると将来につけを回すことにもなる。そのように考えると、個人的にはある程度1回目と2回目の見通しをつけながら、改定を行うのが良いように思います。

<会長>

事務局から、改定前後の影響額などがわかるようにして、何パターンかの改定案を出していただいていると思いますが、それぞれの立場も踏まえたうえで、どの改定案であれば市民の皆さんの同意がいただけるのか、個人的な感想でもいいのでご発言をお願いします。

<委員>

水道の使用料は使用者によって様々だが、絶対に必要なインフラであることは違いがない。料金が払えるか否かは別にして、市民の理解が得られるように設定することが必要であり、あわせて事業を安定的に運営することも重要である。この物価高の中、負担感があると市民の納得は得られない。

水道料金に消費税が含まれているが、京丹後市が率先して、水道には消費税をかけるべきではないと声を上げてはどうか。

<会長>

メーター使用料にも消費税がかかっているのでしょうか。

<事務局>

基本料金、超過料金、メーター使用料すべてに消費税がかかっています。

<会長>

市として料金改定の基本的な考え方を整理したうえで、様々な改定案を示されていますが、市民の皆さんに理解が得られるのは、どの改定案だと考えていますか。

<事務局>

資料②の9ページ、前回も説明させていただきましたが、二段階で改定を行うケース9の改定案が、事務局としては理想に近い改定案になろうかと考えています。ポイントとしましては、使用水量20m³の場合で、現行の月額料金が3,751円であるのに対し、改定後は3,997円となり、負担感を抑えるという面から4,000円を超えないように配慮している点の一つ。もう1点は、資料③の3ページにあるように、近隣市町との料金バランスを考えたときに、隣の与謝野町の4,070円を基準として、それを超えないように意識して試算したのが改定率6.7%の案になります。また、改定回数を1回から2回とすることで、1回目の改定率を抑えるという狙いもあります。

本日は、その他の改定案として、基本料金の割合等を変えたものをいくつか示させていただいておりますが、例えば資料②の4ページ、ケース4の案を見てください。ケース9と同じ二段階の改定案となっておりますが、1回目の改定で基本料金部分だけを改定すると、使用水量の多少にかかわらず影響額は一定になります。このように、基本料金部分だけを改定するのか、また従量料金の単価も改定するかによって、使用水量毎の影響額が変わり、少量使用者と大量使用者のどちらの負担感が大きくなるかが変わってきます。

事務局としましては、使用者の負担感や安定的な収入の確保など、総合的な観点からケース9を提案させていただいておりますので、そのような点も踏まえてご意見がいただければ

と思います。

<会長>

このケース9の改定案についてご意見がいただけたらと思いますが、一旦休憩にします。

■休憩

<会長>

会議を再開します。先ほど事務局から説明のありました、資料②の9ページ、ケース9の表についてご意見がいただけたらと思います。

<委員>

資料③の3ページにある近隣自治体の水道料金比較の中で、一番低い舞鶴市と一番高い宮津市で1,200円の差があるが、舞鶴市が安く抑えられている要因がわかれば教えてください。

<事務局>

おそらくですが、舞鶴市は大きな浄水場で給水を行うなど、京丹後市に比べ施設数が格段に少なく、効率のよい水供給がなされていることが料金に反映していると思います。一方で、宮津市は小さな浄水場も一定数ある中で、給水人口も減ってきていることから、将来にわたる維持管理費用を考慮されて、今の料金に改定されたのだと思います。

<会長>

資料がたくさんありますが、全体を通じてでもよいので、質問、意見等をお願いします。

<委員>

料金改定の考え方等について説明を聞く中で、思い切った改定が必要だと思いました。ただ、実際に支払う金額を見ると、使用量が少ない家庭の負担が大きくなるため、資金残高3億円を確保していくことも考慮すると、ケース9の改定案が理想的だと思います。

<委員>

私も同感です。数百円で水の水の値段が上がるというのは負担になるので、改定率を抑えられて、かつ資金残高3億円が確保できる改定案が良いと思います。

<委員>

同じくケース9の改定案が、市民の方が納得して払っていただける金額設定になっていると思います。

<委員>

水道料金が上がるのは仕方ないと思っていますが、物価が上がっている中で水まで上がる

のかと言われると心苦しいものがあります。示された改定案それぞれに特徴やメリットがあり、どれが正解かはわからないのですが、最低限の値上げで事業が運営していけるのであれば、段階的に改定していくのが良いと思います。

<委員>

ケース9の改定案が最も色々なことに配慮されていると感じるが、基本料金と従量料金の割合は35%が望ましいところ現行案は約25%であり、この10%の差が改善されないことが気になります。ケース6の改定案ですが、基本料金と従量料金の割合が理想の35%に近づく30%であり、金額も与謝野町を超えないため一番納得できる案だと思います。

<会長>

資料①の3ページにある基本料金と従量料金の考え方として、日本水道協会の料金算定要領に基づく試算によると、京丹後市は35%が相当とあるが、現状24%となっている根拠は何ですか。

<事務局>

この割合は合併時から原則変わっておらず、合併協議の中で旧6町の水道料金の平均をベースに料金体系を定め、現在の割合になったものと思われます。また、京丹後市に大口利用の事業所が少なく、水道施設自体が大口供給に対応していないことから、基本的に個別の家庭に供給することを主として、基本料金の割合が低いものであると認識しています。

<会長>

一通り皆さんのご意見を頂戴しました。他にご意見などありましたら、お願いしたいと思います。

<委員>

ケース9の改定案について、従量料金の単価が最終的に191円になるのは、改定幅が大きいと感じます。ケース6の改定案で基本料金が20%上がると聞くと大きな改定に感じるが、実際の金額にすると183円の増額となり、示し方で感じ方が変わることもある。基本料金に重きをおいて従量料金をあまり上げない方が良いと思います。

<会長>

いただいた意見をもとに事務局には検討いただきたいと思います。他にございませんでしょうか。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

<事務局>

前回の議論の中で基本料金と従量料金のお話が出ており、今回は基本料金の割合を変えたケースを追加させていただきました。当初想定しておりましたケース9の改定案に加えて、ケース6の改定案が最も納得できるといったご意見や、基本料金を上げていくべきといったご意見もいただきましたが、料金の値上げとなる改定については、すべての委員の皆さんに

納得していただけたかと思いますので、それを踏まえて答申案の内容を考えていきたいと思っています。京丹後市としては、ご家庭等の小口利用者に対し重点的に配慮して合併から割合を変えずにいたものを、今後どのように変えていくのかというのも、将来を見据えるために必要なことだと思いますし、その辺りも含めて答申内容を調整させていただきます。

また、今回の改定は最低限の改定率とするという点でもまとまりましたので、答申に反映していきたいと思っています。

<会長>

今回の改定につきましては、皆さんご理解をいただいたということでよろしいでしょうか。改定の幅や、基本料金と従量料金のバランス等については、今後検討していくことになるかと思っています。

事務局から、補足説明はよろしいですか。

<事務局>

本日までの審議会での議論において、水道料金改定に係る答申の一定の方向性が出たものと思っております。次回は、答申案の確認と修正等をお世話になればと考えていますので、よろしくお願いします。

<会長>

次回の7月16日予定の審議会におきましては、事務局から答申案のたたき台を出していただき審議したいと思いますので、よろしくお願いします。

■閉会挨拶

蒲田副会長

午後3時30分終了